平成30年10月16日 飯塚市告示第298号 改正 R4-312

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 一般競争入札(第5条-第12条)

第3章 随意契約及び価格公示(第13条-第15条)

第4章 契約の締結及び履行(第16条―第19条)

第5章 雑則(第20条-第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、普通財産である市有地及び市有建物(以下「市有地等」という。)の売払いに係る事務の取扱いに関し、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号。以下「財産の取得又は処分に関する条例」という。)、飯塚市公有財産管理規則(平成18年飯塚市規則第63号。以下「管理規則」という。)その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 一般競争入札 一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争入札に参加させ、予定価格以上で最高の価格を提示した者を売払いの相手方とする方法をいう。
 - (2) 価格公示 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、一般競争入札で不落となった市有地等につき、あらかじめ価格を公示して購入希望者を募り、申込みの先着順により売払いの相手方を決定する方法をいう。
 - (3) 一般競争入札等 一般競争入札及び価格公示をいう。
 - (4) 売払物件 売払いの対象とする市有地等をいう。
 - (5) 売払相手 一般競争入札による物件の落札者又は価格公示による物件の売払 決定者をいう。

(6) 郵便入札 郵便による入札 (R4-312一改)

(売払物件)

- 第3条 売払物件は、次の各号に掲げる要件を満たす市有地等とする。
 - (1) 公用又は公共用として利用見込みがなく、将来的にも利用計画がないこと。
 - (2) 行政経営部長が管理する普通財産であること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、所管部長等において管理している市有地等のうち、売払いを目的としているものについては、売払物件とすることができる。
- 3 売払物件は、現状有姿で売払相手に引き渡すものとする。 (売払物件の利用条件)
- 第4条 売払物件の利用には、次の各号の条件を付すものとする。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)を 遵守すること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。 以下「団体規制法」という。)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団 体の事務所の用に供してはならないこと。
- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、特に必要と認める条件を付すことができる。

第2章 一般競争入札

(参加資格)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札の参加の申込みをすることができない。
 - (1) 地方税のうち市長が別に定める税目を滞納している者
 - (2) 暴力団対策法第2条第2号、第6号及び第32条第1項各号に掲げる者
 - (3) 団体規制法第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者
 - (4) 契約を締結する能力を有しない者

- (5) 破産者で復権を得ていない者
- (6) 売払物件を、前条に規定する利用条件に反して利用しようとする者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める者

(提出書類)

- 第6条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加申込者」という。)は、参加申込書と併せて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 納税証明書
 - (2) 個人の場合は身分証明書、法人その他の団体の場合は履歴事項全部証明書及 び役員一覧
 - (3) 誓約書兼承諾書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類
- 2 前項各号の書類は、共有名義で申し込む場合にあっては、申込者全員分を提出しなければならない。
- 3 第1項各号の書類は、売払物件ごとに提出しなければならない。 (入札の公告)
- 第7条 市長は、一般競争入札により市有地等を売り払う場合にあっては、次の各号に掲げる事項について、第3号に規定する入札参加申込期間の開始日の前日から起算して7日前までに、飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号。以下「公告式条例」という。)の例により公告するものとする。
 - (1) 入札に付す市有地等の所在、実測面積及び最低売払価額等
 - (2) 入札参加申込書に添付を要する書類
 - (3) 入札参加申込期間
 - (4) 入札説明会及び入札方法
 - (5) 入札及び開札の日時並びに場所
 - (6) 入札保証金に関する事項
 - (7) その他必要な事項
 - (入札参加申込期間)

(R4-312一改)

- 第8条 前条の規定により公告する入札参加申込期間は、原則として開始日から10日間とする。
- 2 市長は、申込期間内に国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規 定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までのいずれかの日が含まれる場合は、 その日数分期間を延長することができる。

(入札参加資格の喪失)

- 第9条 参加申込者は、入札参加申込み後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札の参加資格を失う。
 - (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により参加申込みを行ったことが判明したとき。

(入札保証金)

- 第10条 参加申込者は、一般競争入札の開始日時までに、入札保証金を納付しなければならない。
- 2 施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金は、入札書に記載する金額の100分 の5以上の金額とする。
- 3 入札保証金の返還は、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号。以下「契約規則」という。)第24条の例による。ただし、落札者が決定しない場合にあっては、 入札の終了後これを返還する。また、落札者が納付した入札保証金は、売買代金 に充当することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約規則第23条第2項の規定により入札から排除された者が納付した入札保証金は、市に帰属する。
- 5 落札者は、入札保証金を売買代金又は契約保証金に充当する場合、市長に申出し なければならない。

(R4-312一改)

(入札)

- 第11条 入札者は、入札書を入札の公告において定められた所定の日時、場所及び 方法に従って市長に提出しなければならない。
- 2 代理人が入札するときは、入札前に委任状を市長に提出しなければならない。
- 3 入札室に入室できる者は、一の参加申込者又はその代理人(次条において「入札 参加者」という。)につき1名のみとし、同伴者は認めない。
- 4 入札は、入札書により行う。
- 5 市長は、公平公正を確保するため、入札の執行に当たって、必要な条件を付することができる。
- 6 入札は1回とし、再度の入札は行わない。
- 7 入札において同額の入札が2以上あったときは、施行令第167条の9の規定により 落札者を決定するものとする。

(R4-312一改)

(入札の無効)

- 第12条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加者以外の者のした入札
 - (2) 金額を訂正した入札
 - (3) 記入事項等に不備がある入札
 - (4) 同一売払物件について、2以上の意思表示をした入札
 - (5) 入札書に記名又は押印がない入札
 - (6) 入札保証金が入札額の5パーセント未満である入札
 - (7) 2者以上の代理をした者のした入札
 - (8) 不正な行為があったと認められる入札

(R4-312一改)

第3章 随意契約及び価格公示

(随意契約)

- 第13条 施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一般競争入札に付することが 不利として随意契約によって行うことができる市有地等の売払いは、次の各号に 掲げるとおりとする。
 - (1) 飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成18年飯塚市条例第 57号)第3条各号の規定に該当するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するために 第三者の財産を必要とする場合で、その代替として市有地等を必要とするとき。
 - (3) 自身の所有している建物等の敷地として市有地を借り受けている者に対し、 当該市有地を売り払うとき。
 - (4) 面積狭小又は不整形等の理由により単独での利用が困難な市有地を、その隣接土地所有者又は隣地の賃借権等を有するものに売り払うとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。
- 2 前項第4号に該当する場合であって、隣接土地所有者間で調整がつかないとき又は隣接土地所有者が売払いを望まないときは、一般競争入札により当該市有地を売り払うことができる。

(価格公示)

- 第14条 市長は、価格公示により市有地等を売り払う場合にあっては、価格公示申 込の開始期日の前日から起算して7日前までに、公告式条例の例により公告するも のとする。
 - (1) 価格公示に付する市有地等の所在、実測面積及び売払価格等
 - (2) 購入申込書に添付を要する書類

- (3) 価格公示申込方法
- (4) 申込みをする場所
- (5) 契約保証金を要する場合は、契約保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(R4-312一改)

- 2 前項に規定する公告には、第5条各号に該当する者のした申込み及び申込みに関する条件に違反した申込みは無効とする旨をあわせて明示するものとする。
- 3 同一売払物件に対して同一日に複数の申込みがなされた場合は、原則として同着 とみなし、施行令第167条の9の規定により売払相手を決定するものとする。 (準用規定)
- 第15条 随意契約及び価格公示の申込み並びにその申込者の資格の確認及び喪失については、一般競争入札の例による。

第4章 契約の締結及び履行

(一般競争入札等の売買契約締結期限)

第16条 一般競争入札等により市有地等を売り払う場合の売買契約又は売買仮契約は、売払決定通知の日から7日以内に締結しなければならない。

(R4-312一改)

(一般競争入札等の売払代金の納付期限の繰延べ)

- 第17条 市長は、売払相手から、売買契約又は売買仮契約締結前に代金の納付期限 の繰延べに関する申出があった場合は、契約規則第52条第1項に定める契約保証金 を納付させたうえで、次の各号の期日まで納付期限を繰り延べることができる。
 - (1) 財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しない売払物件については、 契約締結日の翌月の末日
 - (2) 財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当する売払物件については、議 決日の属する月の翌月の末日

(R4-312一改)

(契約保証金の売払代金への充当)

第18条 売払相手は、納付済みの契約保証金を売払代金に充当する場合、市長に申出しなければならない。

(R4-312一改)

(契約解除)

- 第19条 市長は、管理規則第37条に定めるほか、売買契約締結後に売払相手が第5条 各号に該当すること又は偽りその他不正な手段により申込みを行ったことが判明 したときは、契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は売払相手からの申出により売買契約を解除する場合、売払相手が納付した契約保証金は市に帰属する。

第5章 雜則

(経費の負担)

第20条 契約又は仮契約の締結及び契約の履行に関して必要な一切の費用は、売払 相手の負担とする。

(危険負担)

第21条 売払相手は、面積その他入札案内書の物件調書等に記載した事項について、 現状と合わないことがあったとしても、これを理由として契約の締結を拒み、落 札の無効を主張し、又は売払代金の減免を要求することができない。

(補則)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年9月16日 告示第312号)

この告示は、告示の日から施行する。